



# 鳥取県公報

平成 31 年 4 月 12 日 (金)  
第 9 0 9 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の決定 (2 件) (232・233) (農地・水保全課) . . . . . 2
	物品売払代金の徴収事務の委託 (234) (生産振興課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (235) (中部総合事務所農林局) . . . . . 2
	土地改良区の役員の退任 (236) (〃) . . . . . 3
	河川法による工作物の保管 (237) (中部総合事務所県土整備局) . . . . . 3
	開発行為に関する工事の完了 (238) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 4
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (1) (議事・法務政策課) . . . . . 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (広報課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 印賀地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年4月12日から同年5月7日まで

3 縦覧に供する場所

日南町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業 白谷地区 区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年4月12日から同年5月7日まで

3 縦覧に供する場所

日南町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第234号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般財団法人鳥取県観光事業団

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 鳥取県告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理 事 高 岡 和 美 倉吉市国分寺253  
" 河 本 和 美 倉吉市福光419-4  
" 岸 本 達 倉吉市国分寺236  
" 小 谷 彰 仁 倉吉市国分寺263  
" 早 田 博 之 倉吉市横田698  
" 大 下 繁 樹 倉吉市福光582  
" 牧 田 健 二 倉吉市福光312-2  
" 矢 城 良 太 郎 倉吉市横田693  
監 事 前 田 浩 登 倉吉市福光565-2  
" 松 本 孝 幸 倉吉市国分寺240

平成31年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 谷 彰 仁 倉吉市国分寺263  
" 河 本 和 美 倉吉市福光419-4  
" 小 谷 卓 徳 倉吉市国分寺106  
" 早 田 博 之 倉吉市横田698  
" 大 下 繁 樹 倉吉市福光582  
" 牧 田 健 二 倉吉市福光312-2  
" 矢 城 良 太 郎 倉吉市横田693  
" 岸 本 健 志 倉吉市国分寺124  
監 事 前 田 浩 登 倉吉市福光565-2  
" 松 本 孝 幸 倉吉市国分寺240

平成31年4月1日就任 任期3年

---

#### 鳥取県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成31年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理 事 壘 裕 永 東伯郡琴浦町大字浦安434

平成31年3月27日退任

---

#### 鳥取県告示第237号

平成31年鳥取県告示第42号（河川法による工作物の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月12日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

## 1 保管した工作物の種類、数量及び設置されていた場所

工作物の種類	数量	所在地
杭	128本	東伯郡湯梨浜町大字橋津804-6先
梯子	3台	東伯郡湯梨浜町大字橋津804-6先

2 保管した工作物を除却した日時 平成31年3月16日（土）15時

3 保管を開始した日時 平成31年3月28日（木）9時

4 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1

## 5 引取り方法

## (1) 引取り期間及び時間

平成31年3月28日（木）から同年9月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、平成31年6月27日（木）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

## (2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0858-23-3216

## (3) 引き取る時に必要な書類等

ア 身分証明書（所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類）

イ 印鑑

## 7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

---

**鳥取県告示第238号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成31年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

## 1 開発許可の年月日及び番号

平成31年1月10日 鳥取県指令第201800274602号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市財ノ木町字オノ木灘

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市財ノ木町572-6

田村 祥

---

**議 会 告 示****鳥取県議会告示第1号**

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成31年4月12日

鳥取県議会議長 稲 田 寿 久

## 1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
3件	2件				1件		

## 2 審査請求の件数及び処理状況

該当なし

**調 達 公 告**

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量   とりネットCMSサーバ等機器の賃貸借及び保守業務並びにシステム管理運営業務 一式
- 2 契 約 方 式   一般競争入札
- 3 落 札 日   平成31年2月18日
- 4 落札者の名称及び所在地   株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 落 札 金 額   28,600,209円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日   平成31年1月8日
- 7 落 札 方 式   最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称   鳥取県元気づくり総本部広報課  
及び所在地   鳥取市東町一丁目220